

## 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について

(株式会社 GE)



環境省は、平成 26 年 9 月 17 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を株式会社 GE に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 申請者の住所、名称、代表者の氏名

大阪府堺市西区築港新町一丁 5 番 38  
株式会社 GE 代表取締役 金子 文雄

② 施設設置場所

大阪府堺市西区築港新町一丁 5 番 38 及び三丁 44 番 20

③ 施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④ 処理を行う廃棄物の種類

- イ 廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)
- ロ PCB 汚染物(微量 PCB 汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又は PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物)
- ハ PCB 処理物(イ及びロを処理したもの又は PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下の処理物)

⑤ 処理の方法

焼却(ロータリーキルン及びストーカ炉燃焼方式)

⑥ 処理能力

- ・ 廃 PCB 等(粘性の高いものを除く。) 7.7kl/日
- ・ 廃 PCB 等(粘性の高いものに限る。) 2.0t/日
- ・ PCB 汚染物 2.0t/日
- ・ PCB 処理物 2.0t/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2014 年 9 月 18 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 浅野雄紀

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

